

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和4年10月12日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**國民年金關係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200361号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第2200024号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和33年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和53年\*月から昭和55年3月まで

私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。当時、母は、「私が払っておくからね。」と常々電話で話していたから、国民年金保険料が未納となっている期間はないはずである。調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金に加入した時期については不明であるとしているものの、母が、A市において請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録している市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付するためには、当時に国民年金番号の払い出しが行われていることが必要となるが、請求者については、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、平成9年1月の基礎年金番号制度実施前に、国民年金制度単独の番号として、請求者に対し国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

また、オンライン記録によれば、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和53年\*月\*日の被保険者資格取得の処理は、請求者の平成21年5月15日の被保険者資格取得の処理が行われた同年8月3日より後の同年8月4日に、請求者の20歳到達時に遡って追加して記録されていることが確認できる。そして、当該追加記録については、日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金被保険者資格取得届（写）及び国民年金保険料免除・納付猶予申請書（写）によると、請求者が、平成21年7月15日に、B市に対して行った国民年金保険料の

免除申請に伴い、請求者から、国民年金の被保険者資格の新規取得（平成21年5月15日の被保険者資格取得）の届出と同時期に行われたものと考えられることから、請求者は、同年7月15日に初めて国民年金に加入する手続を行ったと考えられ、当該手続及び当該追加処理が行われる前において、請求期間は国民年金に未加入であった期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市は、保存期限を経過しているため、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については資料がなく、確認することができない旨回答している。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、請求者の母親は既に亡くなっていること、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。